

# 試料抽出式煙探知装置の仕様変更に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 R 編  
鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

## 改正事項

試料抽出式煙探知装置の仕様変更に関する事項

## 改正理由

IMO 防火小委員会において、消火装置等の基準を定めた火災安全設備コード (FSS コード) の見直しが継続的に行われ、試料抽出式煙探知装置の要件についても検討が行われた。

その結果、IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC 87) において、試料抽出式煙探知装置に関する FSS コード第 10 章の改正が行われ、決議 MSC.292(87)として採択された。

今般、決議 MSC.292(87)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 試料抽出式煙探知装置を構成する吸煙口、試料抽出管、三方弁及び制御盤の定義を新たに規定した。
- (2) 制御盤に要求される試験規格を新たに規定した。
- (3) 吸煙口の設置位置及び数量に関する要件を改めた。
- (4) 試料抽出式煙探知装置の設置後の試験要件を新たに規定した。